



# 島根県報

平成27年 9月15日 (火)

## 第 2,734 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

### 目 次

**【告 示】**

農用地利用配分計画の認可	(農 業 経 営 課)	2
解除予定保安林	(森 林 整 備 課)	2
島根県土地利用基本計画の一部変更	(用 地 対 策 課)	2
都市計画変更の図書の縦覧 (2件)	(都 市 計 画 課)	3

**【公 告】**

平成28年から平成30年までにおける庁舎の清掃業務、警備業務等の委託契約に係る競争入札参加者の資格審査の実施	(管 財 課)	3
砂利採取業務主任者試験の実施	(河 川 課)	5
開発行為に関する工事の完了	(都 市 計 画 課)	6
環境影響評価書等の縦覧	(       "       )	7

**【正 誤】**

平成27年 9月 1日付け島根県報第2,730号中	(農 産 園 芸 課)	7
平成27年 3月31日付け島根県報号外第68号中	(道 路 維 持 課)	7

**告 示****島根県告示第630号**

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可したので、同条第5項の規定により告示する。

なお、当該認可に係る農用地利用配分計画については、登載を省略し、島根県農林水産部農業経営課において縦覧に供する。

平成27年 9 月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 認可に係る農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
長岡 光孝	出雲市岡田町118	出雲市岡田町字岡田沖128-1外3筆
農事組合法人 おおつか営農組合	安来市大塚町353-1	安来市大塚町字古市1391-13外36筆

## 2 認可年月日

平成27年 9 月15日

**島根県告示第631号**

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年 9 月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 解除予定保安林の所在場所

大田市静間町字笹山1797-63（国有林）・字走下り1799-11・1799-12・1799-17（以上3筆国有林）

## 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## 3 解除の理由

道路用地とするため

**島根県告示第632号**

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第1項の規定による島根県土地利用基本計画を次に掲げる区域について変更したので、同条第14項において準用する同条第13項の規定により公表する。

なお、変更後の島根県土地利用基本計画は登載を省略し、その関係書類を島根県土木部用地対策課並びに松江市役所及び益田市役所に備え付け一般の縦覧に供する。

平成27年 9 月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

松江市及び益田市の一部

**島根県告示第633号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成27年 9 月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 都市計画の種類  
大田都市計画道路
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
大田市温泉津町及び仁摩町地内
- 3 縦覧場所  
島根県土木部都市計画課

**島根県告示第634号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成27年 9 月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 都市計画の種類  
江津都市計画道路
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
江津市黒松町、後地町、松川町上河戸及び浅利町地内
- 3 縦覧場所  
島根県土木部都市計画課

## 公 告

庁舎の清掃業務、警備業務等の委託に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和62年島根県告示第211号。以下「要綱」という。）に基づき、平成28年から平成30年までに島根県が発注する庁舎の清掃業務、警備業務等の委託契約に係る競争入札に参加しようとする者の資格審査を次のとおり行うので公告する。

平成27年 9 月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 資格審査の対象となる業務
  - (1) 庁舎の清掃業務
  - (2) 庁舎の機械警備業務
  - (3) 庁舎の警備員警備業務
  - (4) 庁舎の貯水槽清掃業務
  - (5) 庁舎の害虫等防除業務
  - (6) 庁舎の浄化槽保守点検業務

- (7) 庁舎の浄化槽清掃業務
- (8) 庁舎の廃棄物処理業務
- (9) 庁舎の空調機器保守点検業務
- (10) 庁舎の昇降機保守点検業務
- (11) 庁舎の消防用設備点検業務
- (12) 庁舎のオイルタンク清掃点検業務
- (13) 庁舎の電気設備保守点検業務
- (14) 庁舎の電話交換設備保守点検業務
- (15) 庁舎のボイラー保守点検業務

## 2 資格審査の申請手続

### (1) 提出書類

- ア 入札参加資格審査申請書
- イ 法人にあつては、登記事項証明書又はその写し及び定款の写し
- ウ 個人にあつては、身分証明書又はその写し
- エ 営業経歴書
- オ 国税及び島根県における県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）の滞納がないことを証する納税証明書又はその写し
- カ 印鑑証明書又はその写し
- キ 法人にあつては、財務諸表及び財産目録
- ク 個人にあつては、青色申告書又は所得税確定申告書の写し及び営業に必要な設備、機械器具等の明細書
- ケ 営業に必要な許可、認可等を受けていることを証する書類の写し
- コ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第7項の規定に基づく障害者の雇用状況の報告義務がある場合にあつては、公共職業安定所へ提出した障害者雇用状況報告書の写し
- サ 知事が別に定めるところによりしまね障がい者就労応援企業（しまねゆめいくカンパニー）の認定を受けている場合にあつては、当該認定を証する書類の写し
- シ 知事が別に定めるところによりしまね子育て応援企業（こっころカンパニー）の認定を受けている場合にあつては、当該認定を証する書類の写し
- ス 国際標準化機構が定めた規格 ISO14001認証を取得している場合にあつては、その登録証の写し
- セ 要綱第1条第6号の庁舎の浄化槽保守点検業務にあつては、島根県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則（昭和61年島根県規則第7号）第5条に規定する浄化槽保守点検業者登録証の写し
- ソ 要綱第1条第7号の庁舎の浄化槽清掃業務にあつては、浄化槽法（昭和58年法律第43号）第35条第1項に規定する浄化槽清掃業の市町村長の許可書の写し
- タ 要綱第1条第11号の庁舎の消防用設備点検業務にあつては、消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3に規定する消防設備士免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者を雇用していることを証する書類の写し
- チ 82円切手を貼り、宛先を明記した返信用封筒
- ツ アからチまでに掲げるもののほか、知事が必要と認めた書類

なお、登記事項証明書、身分証明書、国税及び島根県における県税の滞納がないことを証する納税証明書並びに印鑑証明書は、申請日前3月以内に発行されたものとする。

### (2) 書類の作成に用いる言語等

入札参加資格審査申請書及び営業経歴書は、日本語で作成し、その他の書類で外国語で記載したものには、日本語の訳文を付記し、又は添付しなければならない。

## (3) 書類の受付期間

ア 平成27年10月2日（金）から同年11月2日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）

郵送の場合は、平成27年11月2日（月）までの消印があるものを有効とする。

イ 受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

## (4) 書類の提出先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地 島根県庁本庁舎4階 島根県総務部管財課財産活用推進スタッフ

## 3 競争入札参加者の資格審査

資格審査においては、要綱第4条第3項各号に掲げる審査項目ごとに審査するものとする。

## 4 申請書類及び入札参加資格審査申請手引きの交付開始日及び交付方法

(1) 交付開始日 平成27年9月15日（火）

(2) 交付方法 島根県総務部管財課ホームページから取得すること。

## 5 登録の有効期間

平成28年1月1日から平成30年12月31日まで

## 6 資格審査の結果の通知

資格審査の結果は、入札参加資格審査結果通知書により申請者に通知する。

## 7 入札参加資格審査を受けることができない者

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者でその事実があった後3年を経過しないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）

(3) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを受けていない者

(4) 国税及び島根県における県税を滞納している者

(5) 提出書類に故意に虚偽の事実を記載した者

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は当該暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者

## 8 資格審査についての問合せ先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地 島根県庁本庁舎4階

島根県総務部管財課財産活用推進スタッフ

電話 0852-22-5715 F A X 0852-22-6037

---

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施するので、砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和43年通商産業省令第80号）第8条の規定により公告する。

平成27年9月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 試験の日時

平成27年11月13日（金）午前10時から12時まで（受付は午前9時30分から行い、遅刻は試験開始後30分まで受験を認める。退室は試験開始40分後から終了10分前まで認めるものとし、退室時には、答案用紙を提出し、再入室は認めない。）

## 2 試験会場

大田市大田町大田イ236-4

島根県男女共同参画センター「あすてらす」 3階研修室

## 3 試験の方法及び科目

次に掲げる科目を筆記試験により行う。

- (1) 砂利の採取に関する法令
- (2) 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

## 4 提出書類

- (1) 受験願書（所定の様式）
- (2) 写真2枚（うち1枚は、受験票に貼り付けること。）（手札形（縦8センチメートル、横6センチメートル）とし、受験願書提出前6月以内に撮影した正面無帽上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの。）
- (3) 受験票（所定の様式）

## 5 受験手数料

7,600円に相当する額の島根県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼り付けること。

## 6 受験願書等の請求先

島根県土木部河川課、隠岐支庁県土整備局、隠岐支庁県土整備局島前事業部、各県土整備事務所、県土整備事務所各（土木）事業所又は島根県砂利協会

## 7 受験願書等の提出先

〒690-8501 松江市殿町1番地 島根県土木部河川課

## 8 受験願書等の受付期間

平成27年9月28日（月）から同年10月13日（火）午後5時15分まで

なお、郵送の場合は、平成27年10月13日までの消印のあるもの限り受け付ける。

## 9 受験票の交付

受験願書を受理したときは、受験番号を記載した受験票を交付するので、これを試験当日に持参すること。

## 10 合格発表

試験結果は、平成27年11月25日（水）に郵送にて本人に通知するほか、県庁前掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに県河川課のホームページ（<http://www.pref.shimane.lg.jp/kasen/>）に掲載する。

電話等による照会には、対応しない。

## 11 その他

詳細については、島根県土木部河川課管理グループ（電話0852-22-6783）に照会すること。

---

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年9月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 開発区域

雲南市木次町里方514番6、514番13、514番14、519番2、519番10、519番13、521番1、521番5、521番6、530番10、530番12、530番13、530番14、531番1の一部、531番5、531番9、531番10、534番3の一部、588番1、588番5、588番6、589番3、589番6、589番7、589番8、590番2、590番12、590番13、591番1、591番2、591番6、591番7、591番8、591番9、592番6

面積 12,307.66平方メートル

## 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

雲南市木次町木次1013番地1

---

雲南市長 速水 雄一

島根県環境影響評価条例（平成11年島根県条例第34号。以下「条例」という。）第35条及び島根県環境影響評価条例施行規則（平成11年島根県規則第98号。以下「規則」という。）第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第20条第2項の規定により、環境影響評価書（以下「評価書」という。）を作成したので、条例第35条及び規則第40条第1項の規定により読み替えて適用される条例第22条の規定により次のとおり公告し、当該評価書及びこれを要約した書類を縦覧に供する。

平成27年 9 月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 都市計画決定権者の名称  
島根県
- 2 都市計画対象事業の名称、種類及び規模  
名称 福光浅利線  
種類 一般国道（改築）  
規模 延長 約6.5キロメートル
- 3 都市計画対象事業が実施されるべき区域  
起点 島根県大田市温泉津町福光  
終点 島根県江津市松川町上河戸
- 4 環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲  
大田市、江津市
- 5 評価書の縦覧の場所、期間及び時間  
縦覧場所 島根県土木部都市計画課、大田市建設部都市計画課、大田市温泉津支所市民生活課地域振興係及び江津市都市計画課  
縦覧期間 平成27年 9 月15日から同年10月15日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）  
縦覧時間 午前 8 時30分から午後 5 時15分まで

**正 誤**

平成27年 9 月 1 日付け島根県報第2,730号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
3	島根県告示第607号中	島根県農業協同組合連合会生産資材部 農業機械課島根農機事務所	全国農業協同組合連合会生産資材部農 業機械課島根農機事務所

平成27年 3 月31日付け島根県報号外第68号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
3	島根県告示第265号の 表中	4. 02～ 18. 59	4. 02～ 60. 64

6.97～
-------

32.66
-------

6.97～
-------

75.70
-------

---